

長岡京市入札監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の役割)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 長岡京市（以下「市」という。）が発注した工事に関し、入札・契約手続きの運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事のうち、委員会が無作為に抽出した案件に関し、一般競争入札（総合評価方式含む。）、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由等について意見を述べること。
- (3) 一般競争入札（総合評価方式含む）、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続きに係る再苦情の申立てについて意見を述べること。
- (4) 入札・契約事務への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行の確保に関することに意見を述べること。
- (5) その他委員の意見を聴く必要がある事項について意見を述べること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で前条に定める役割を適切に行うことができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、3名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任されることができる。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を進行する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、検査指導課の長が招集する。

- 2 会議は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、原則として2回以上、開催する。
- 4 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 5 会議は、非公開とし、議事概要は、これを公表する。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補足)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。